14章　IT・システム開発・クラウド　　第Ⅳ部　類型

多段階契約における工程ごとの類型選択：どの工程を請負にしどの工程を準委任にするか

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　この設計は何をしているのか

多段階契約では、個別契約ごとに、請負か準委任かを決めます（注1）。一つの契約で複数の工程を対象とし、工程ごとに類型を分けることも理論上はできますが、実務では法的性質が同じ工程を一つの個別契約にまとめることが多いです（注1）。

請負と準委任の区別の基準と、効果の違いそのものは、別稿「請負と準委任の区別：何が違い、なぜ問題になるか」が扱います。本稿は、システム開発の工程にそれをどう当てはめるかに絞ります。

この選択は交渉のゴールではありません。どちらを選ぶかで民法のどの規定が原則として適用されるかが決まり、そこを出発点に、民法の規律を修正したり足りない事項を加えたりします（注2）。選ぶときの考慮要素は、対象業務の目的が仕事の完成か事務の処理か、遂行にユーザの意思決定や協力が必要か、開始時点で成果物の内容が特定されているかです（注3）。

二　工程ごとの振り分け

モデル契約の振り分けは、次のとおりです（注4）。

工程	モデル契約の法的性質
要件定義	準委任
外部設計（基本設計）	準委任または請負の選択
内部設計（詳細設計）、プログラミング、単体テスト、結合テスト	請負
システムテスト	準委任または請負の選択
導入・受入支援、運用テスト（運用準備・移行支援業務）	準委任

1　要件定義：準委任が多い理由

要件定義は、ユーザの業務やニーズを踏まえて進めるもので、ユーザの積極的な情報提供や協力なしには完遂できず、結果の適否はユーザにしか判断できません（注5）。作業の開始時点では、ユーザ自身も成果物の内容を具体的に想定できていないので、ベンダが成果物を特定することができません（注6）。だから準委任が選ばれるのが通常です（注5）。

「要件定義書という文書を完成させる請負だ」という捉え方もありえますが、要件定義はユーザとともに作業を進めるもので、ベンダが単独で検討して完成させられるものではありません（注5）。準委任で要件定義書の引渡しを報酬の条件にする場合も、要件定義書の内容がユーザの目的を達成することや、それに基づくシステムが完成することを条件にするのは現実的ではありません（注5）。

2　外部設計・内部設計

外部設計は、画面や帳票などユーザの業務に関わる部分が多いので、準委任になじむ一方、実務では請負で行われることも多く、モデル契約でも選択制になっています（注7）。ソフトウェアで実現するユーザ業務の固有性が強いならユーザが作業の主体になるので準委任、固有事情に左右されにくい場合やベンダがユーザの固有性を把握している場合はベンダが主体になるので請負が適しています（注8）。

内部設計は、前の工程で成果物の内容が特定できているのが一般的なので、請負で行われることが多いです（注6）。

3　製造・単体テスト：請負が多い理由

プログラミングは、前の工程で確定した設計書・仕様書に沿って、基本的にベンダが単独で実施できます。納入すべき目的物の内容と範囲が契約締結の段階で明確なので、請負で個別契約を結ぶのが通常です（注9）。

4　総合テスト・移行・運用

システムテストは、開発対象によってはユーザの固有の業務要件に関わる部分が多く、準委任が適している場合があります（注6）。運用テスト、導入・受入支援は、モデル契約では運用準備・移行の支援業務として準委任とされています（注4）。

テストの工程は、検収や部署間の調整などユーザ側の事情で遅れやすいところでもあります（注10）。テストを請負にすると、ユーザの協力の遅れでベンダの完成義務が履行できない事態が起きえます。請負にするなら、ユーザの作業と期限を別紙に書いておきます。

5　工程が混在する場合

工程のまとめ方は、法的性質が共通する工程をまとめるのが合理的です（注11）。「設計からテストまで」を一本の請負にして実は要件定義の残りを含んでいる、というように性質の違う工程を一つにまとめると、開始時点で内容が特定できないものについて完成義務を負うことになります。

三　問題点：工程の切れ目で責任の性質が変わることの周知

1　当事者が同じ工程を別の類型だと思っている

請負か準委任かは、契約書の表題や「本契約は準委任とする」という文言だけでは決まりません。裁判では判断の一要素にとどまり、最終的には契約の内容で判断されます（注12）。工程表の有無、ベンダの開発歴、代金支払時期、報酬の決め方（単価方式か）、完成物の内容の確定の有無などが考慮されます（注13）。

たとえば、準委任と書いたのに、納品・検収を報酬支払の条件にしていれば、請負を推認させる要素になります。逆に、請負らしい条項があっても、運用で検収を実施せずに報酬を払っていれば、準委任と認定される可能性があります（注14）。

プロジェクトが頓挫すると、この区別が争点になります。ベンダは準委任だとして履行の割合に応じた報酬を請求し、ユーザは請負だとして未完成を理由に支払を拒みます（注15）。

2　現場は類型の違いを知らない

契約書で工程ごとに類型を分けても、開発の現場には伝わっていないことがあります。同じ担当者が同じ会議で作業を進めていても、工程が変わった時点で、ベンダの義務は「完成」と「善管注意」の間で切り替わり、準委任の工程では、ユーザは成果物の検収に加えて、情報を出し、内容を決める役割を負うようになります。要件定義を準委任にしているのに、ユーザが「ベンダに任せてある」と考えていれば、要件が決まらないまま工程が終わります。

実務で言われる「請負はベンダに丸投げ、準委任はユーザが主体」という説明にも注意が要ります。これは法的な根拠のある説明ではなく、準委任でもベンダは善管注意義務を負い、業務の遂行方法や結果に問題があれば責任を問われます（注16）。

四　改善例

個別契約に、類型と、それに沿った報酬条件を書きます。条項が類型と食い違わないことが肝心です（注17）。

> 第〇条（要件定義支援業務）
> 1　本件業務は準委任契約とし、乙は、要件定義書の作成に必要な技術的知識およびノウハウを提供する。乙は要件定義書の完成を保証しない。
> 2　要件定義書の内容の決定は甲の責任とする。甲は、別紙に定める情報の提供および決定を、別紙の期限までに行う。
> 3　甲は、乙が業務完了報告書を提出し、甲が確認した日から〇営業日以内に委託料を支払う。委託料の支払は、要件定義書の完成を条件としない。

> 第〇条（ソフトウェア開発業務）
> 1　本件業務は請負契約とし、乙は、確定した外部設計書に基づいて本件ソフトウェアを完成させる。
> 2　甲は、本件ソフトウェアの検収が完了した日から〇日以内に委託料を支払う。

類型を明記するだけで足りません。準委任なら、成果物の内容を特定せず、納期に代えて作業期間を定め、検収の手続を置かず、納品・検収を報酬の条件とせず、業務完了報告書と確認の手続を置きます（注18）。請負なら、成果物の内容と納期を明確にし、検収の手続と契約不適合の規定を置きます（注19）。

準委任で成果物の完成に報酬を結びつけると、履行割合型か成果完成型かが争いになります（注20）。要件定義で成果完成型を採用すると、終了の条件が明確にならないので、一定のヒアリング、文書作成、レビューを終えれば報酬が生じる、という定め方にならざるをえません（注21）。

五　書き分けの分岐

「準委任はベンダに有利、請負はユーザに有利」という一般的な見方は、そのまま当てはめない方が安全です（注22）。請負のベンダが完成の責任を負うのはそのとおりでも、請負でも工程を終えれば完成と認められることが多く、準委任でも善管注意義務の責任は重いからです（注23）。

論点	ユーザとして	ベンダとして
要件定義	準委任なら、決定の責任と自社の作業を自覚する。成果物を求めるなら提出物と確認の手続を書く	完成を保証しないこと、報酬が完成に連動しないことを書く
外部設計	業務の固有性が強く自社で決めるなら準委任、任せるなら請負	固有性が強いのに請負で受けるなら、ユーザの確定の期限を書く
テスト	請負にするなら、自社の作業と遅れの扱いを書く	準委任を提案する。請負で受けるなら、ユーザの作業の遅れを免責事由にする
契約と実態	検収なしで支払わない	報告書・作業記録を残す

（根拠は（注24））

工程ごとに類型を決めても、開発の途中で仕様が変わればその設計はゆらぎます。納期の問題は別稿「履行遅滞と納期：その日付は法的な期限か、ビジネス上の目標か」が、仕様変更は別稿「仕様変更・機能追加の手続：条項だけでなく、現場で使える様式まで用意する」が扱います。

参考文献等

（注1）吉羽真一郎編集代表『条項解説　事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）88〜89頁
（注2）前掲注1・94頁
（注3）前掲注1・94頁
（注4）前掲注1・95頁の表
（注5）伊藤雅浩＝久礼美紀子＝高瀬亜富『ITビジネスの契約実務〔第2版〕』（商事法務、2021）35頁
（注6）前掲注1・95頁
（注7）前掲注5・36頁
（注8）前掲注5・36〜37頁
（注9）前掲注5・35〜36頁
（注10）前掲注1・43頁
（注11）前掲注1・21頁
（注12）前掲注1・89頁
（注13）前掲注1・96〜97頁
（注14）前掲注1・97頁
（注15）前掲注1・96頁
（注16）前掲注5・33頁
（注17）前掲注1・97頁・99頁
（注18）前掲注1・99頁
（注19）前掲注1・99頁
（注20）前掲注1・93頁・100頁
（注21）前掲注5・35頁
（注22）前掲注5・31頁
（注23）前掲注5・33頁
（注24）前掲注1・89〜99頁、前掲注5・33〜37頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/system-kaihatsu-koutei-ruikei-sentaku/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「多段階契約における工程ごとの類型選択：どの工程を請負にしどの工程を準委任にするか」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。